

福祉医療制度の助成を受ける場合の届出について

居住している市区町村から福祉医療制度の適用を受ける場合（期間の更新を含む。）、又は適用外となった場合は共済組合および互助会への届出が必要です。届出がない場合は、市区町村からと共済組合および互助会からの附加給付等が重複し、後日返納となる場合があります。

また、有効期間の途中で適用外になった場合も届出が必要となりますのでご注意ください。

長寿（後期高齢者）医療・特定疾患医療・自立支援医療等は届出の必要はありません。

市区町村によって助成の種類が異なりますのでご確認ください。

<提出書類>

ア 「福祉医療制度の助成について（届出）」

イ 「福祉医療受給者証の写し」